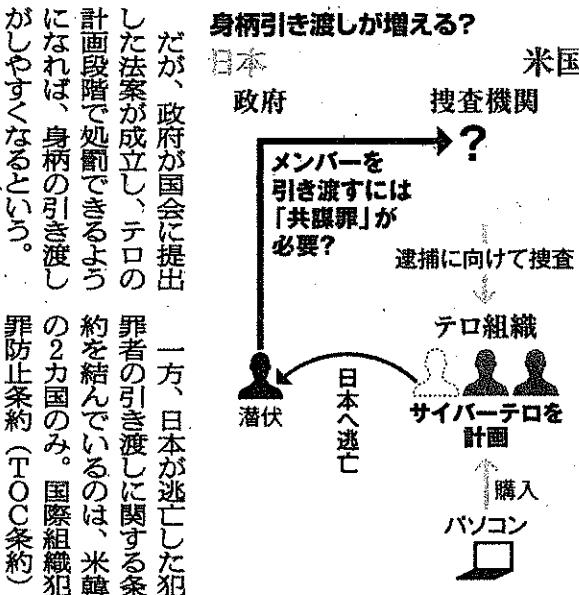


3/23
朝日

「共謀罪」パート2 ⑥ 身柄引き渡しに必須な法律なの?

米国を拠点とする国際テロ組織がサイバーテロを計画し、ニューヨークでパソコンを購入した。米国の警察当局は逮捕に向けて動いたが、中心メンバーの男は出国し、日本に潜伏していることがわかった。日本政府もこの男が国内にいることを確認した。

こうした場合、米国の要請に基づいて日本政府が男の身柄を確保し、引き渡すことが検討される。だが、現状ではこのケースで身柄を引き渡すには、「共謀罪」が必要? 日本ではサイバー攻撃は電子計算機損壊等業務妨害罪と定められており、これが適用が想定される。



を締結できれば、こうした状況が大きく変わると政府は説明する。現在の条約の締結国は187カ国・地域。日本が条約に加盟すれば、このうち約30カ国との間で身柄を引き渡せるようになると見込まれている。法務省幹部は「引き渡しができない状態では、組織的な犯罪を計画するグループについて他国から情報を得にくい」と強調する。

一方、日本が逃亡した犯人の引き渡しに関する条約を結んでいるのは、米韓両国だ。条約は締結の条件として、「一定の重大な犯罪について、一定の重大的な犯罪につれては認められない」と語る。ただ、この法律ではウイルスが完成になれば、身柄の引き渡しがしやすくなるという。罪防止条約(TOC条約)

を締結する法律を設けるよう求めている。政府はそのため今回法案成立が必要だと説明する。これに対し、民進党や日本弁護士連合会は、TOC条約の締結のために新たな立法は必要ないと主張する。日本連で共謀罪法案対策本部の事務局長を務める山下幸夫弁護士は、国連が各國間に示した「立法ガイド」に着目。「ガイドを読むと、条約の一言一句を取締りの範囲では、ノルウェーとブルガリアの2カ国だけだ」という。(久保田一雄)